

5) 法動態部門

水野 浩二（教授・法史学）

2020 年度の研究活動およびそのアウトプットについて。

教育国際化の一環として2016年度より全学で実施されている Hokkaido Summer Institute (HSI) に、今年度も引き続き「日本法入門 Introduction to Japanese Law」(1 単位、全 8 コマ)を 7 月 6 日～10 日に開講することを予定していた。本研究科の小名木明宏(刑法)・佐々木雅寿(憲法)・中川寛子(国際経済法)・根本尚徳・山本周平(民法)の五教員の協力を得て、英語による日本法概論の提供を目指すプログラムである。今年度は7名の海外からの出席者(中国4名、韓国・インドネシア・フィンランド各1名)が2月の段階で参加申請を行っていた。

しかし、新型コロナウイルスの世界規模での蔓延という未曾有の事態のなか、4月7日に海外からの学生受入を行わない決定がなされたことを受け、「日本法入門」も開講中止の止むなきにいたった。過去4年間連続して HSI にて開講し、恒常的に一定以上の海外からの参加者を迎え安定期に入っていたプログラムだけに、極めて遺憾なことといわざるを得ない。

自身の研究活動としては、12 世紀以降の法学を基盤とした法(中近世学識法)が生み出した、「簡易な説明や定型的なテクニックの紹介に重点を置く文献」たる手引書についての考察を続けた。また、中近世学識法と明治民訴法期をとりあげつつ、手引書を考察するための理論的枠組について昨年度の学会で報告した内容をもとに、依頼原稿を執筆・提出した(公刊は2021年度の予定)。「実際の実務」「実務テクニック」「制度・学説」は双方向的に影響を及ぼすものであるが、〈実務→テクニック→制度・学説〉のベクトルは想像以上に大きかったと思われる。コロナ禍により予定していた海外での史料調査・収集が不可能になったことも、記録のために記しておきたい。

その他(教育活動ほか)

通常教育活動として、「法史学Ⅱ」(1 学期)、「演習Ⅰ」(1 学期)、「演習Ⅱ」(2 学期)、「ローマ法」(2 学期)、「ラテン語」(2 学期)を開講した。2 学期の「ローマ法」「ラテン語」は当初対面で開始したが、北海道に二度目の緊急事態宣言が発出されたことを受け、オンライン(同時配信)に移行せざるを得なかった。他の授業はすべてオンライン(オンデマンド)であり、かつ 1 学期は 5 月中旬からの実施となった。